平成２９年（フ）第２０６号
群馬県高崎市倉賀野町1526番地　エルディム飯嶋204号
債務者　吉澤　知士
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２０７号
群馬県高崎市浜川町681番地２　ウェルビ・浜川
債務者　坂井　豊一
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１１８号
千葉県大網白里市北今泉3401番地１
債務者　加藤岡健治
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第８９号
新潟県長岡市蓮潟３丁目10番11号
債務者　清水　友紀
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
新潟県柏崎市北園町４番９―206号　県営北園町住宅Ｄ号棟、申立時の住所新潟県柏崎市栄町13番26―102号　ドミール栄
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
新潟県長岡市中島５丁目８番16号　ファミールフジ101号室、申立時の住所新潟県長岡市中島４丁目13番20号
債務者　青木　修一
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第８７５号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地１号棟403号室
債務者　川畑　敏則
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９１０号
大阪府羽曳野市誉田１丁目６番６―105号
債務者　田中姫美こと　朴　　姫美(旧姓新井)
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９１７号
堺市北区新金岡町４丁６番18―301号
債務者　杉本美津子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９２５号
堺市西区草部1021番地　６棟209号
債務者　菅　　正子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９４１号
大阪府富田林市寺池台１丁目２番204―202号
債務者　伊藤　浩一
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９４３号
堺市西区津久野町２丁24番８号
債務者　秋山　芳子（旧姓塩出）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９５５号
堺市西区上野芝町５丁11番９号　オーク上野芝103号
債務者　竹山　　昇
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９６０号
大阪府高石市綾園１丁目９番１―506号
債務者　井手口めぐみ
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９８６号
大阪府羽曳野市島泉８丁目14番14―101号
債務者　錦　　梨奈
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
長崎県諫早市城見町10番30号
債務者　有塚　千也
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
北海道苫小牧市新中野町３丁目15番３―101号
債務者　生田目聖子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部